

令和8年 種苗法 の改正情報

2026年9月20日
Rita特許事務所
野中 剛

令和8年法律第72号「種苗法の一部を改正する法律」
2026年7月17日 成立
2026年7月24日 公布

令和8年 改正情報

背景

- ・気候変動等による農業生産への悪影響が顕在化する中、高温耐性・耐病性、多収性等の形質を有する品種を育成することが急務である一方、日本の新品種育成・品種登録件数は減少傾向
 - ・我が国の優良品種は海外でも人気で、育成者権者の許諾を得ない海外流出が続いている中で、育成者権が付与される前の出願品種の流出や種苗の海外持出制限の実効性の強化といった課題も明らかになってきた
 - ・このため、育成者権の保護を強化して、品種育成者が適切なメリットを得られるようにすることが必要
- 種苗法改正による育成者権の強化に加えて、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律により高温耐性・耐病性、多収性等の形質を有する新品種育成等を推進

1. 育成者権の存続期間の延長
2. 植物新品種の流出防止対策の強化
 - (1) 品種登録出願中の保護
 - (2) 種苗の輸出目的の保管の制限
 - (3) 育成者権侵害に対する訴訟上の救済の強化
 - (4) 外国からの登録品種の種苗等の逆輸入の制限
 - (5) 種苗の貸渡し(リース)に関する保護の強化
3. その他

2026年7月24日
施行

1 育成者権の存続期間の延長

育成者権の存続期間の延長

新品種育成において高温耐性と多収性など複数の形質を付与するには高度な技術と労力を要するようになっており、また、優良品種を用いた産地形成（種苗増殖と成木化に加えて、生産技術の確立・普及）に長期間を要する実態を踏まえて、育成者権の存続期間（現行25年、永年性植物は30年）を10年延長する（UPOV条約では20年以上と規定、加盟国の最長は30年（永年性植物は35年））

- ・育成者権の存続期間は、品種登録の日から35年（種苗法4条2項に規定する品種にあっては、40年）とする。（種苗法19条2項）

2026年12月1日
施行

2.(1)-1 植物新品種の 流出防止対策の強化

品種登録出願中の保護

品種登録において出願から登録までには栽培試験等により数年間を要し、その出願期間中（育成者権の保護が無い期間）に種苗が海外に流出している実態を踏まえて、出願品種の種苗の輸出の差止めを行うことができることとする

- ・出願者は、出願公表があった後に種苗法21条の2 第1項第1号に定める事項その他出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をした場合において、その警告後品種登録前に、その出願品種、当該出願品種と特性により明確に区別されない品種又は当該出願品種が品種登録された場合に種苗法20条2項各号に該当することとなる品種の種苗を輸出し、又は最終消費以外の目的をもって出願品種等の収穫物を輸出する者（出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する者）に対し、その輸出する行為により回復することが困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該輸出する行為をやめることを請求することができる。（種苗法14条の2 第1項）
- ・出願者は、前項の規定による請求をするに際し、当該請求に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する者に対し当該請求に係る輸出する行為を組成した種苗又は収穫物の廃棄その他の当該輸出する行為を防止するために必要な行為を請求することが出来る。（種苗法14条の2 第2項）
- ・前2項の規定による請求権の行使は、種苗法14条1項の規定による請求権（補償金の支払請求）の行使を妨げない。（種苗法14条の2 第3項）

2026年12月1日
施行

2.(1)-2 植物新品種の 流出防止対策の強化

品種登録出願中の保護

品種登録において出願から登録までには栽培試験等により数年間を要し、その出願期間中（育成者権の保護が無い期間）に種苗が海外に流出している実態を踏まえて、出願品種の種苗の輸出の差止めを行うことができることとする

- ・出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、種苗法49条1項1号若しくは4号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、種苗法14条の2 第1項及び第2項の規定による請求権は、初めから生じなかったものとみなす。（種苗法14条の2 第4項）
- ・出願者が種苗法14条の2 第1項及び第2項の規定による請求権の行使をした場合において、品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、種苗法49条1項1号若しくは4号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、当該出願者は当該請求権の行使により相手方に与えた損害を賠償する責に任ずる。（種苗法14条の2 第5項）
- ・出願者が種苗法14条の2 第1項及び第2項の規定による請求に係る訴えを提起したときは、裁判所は、当該請求の相手方の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを当該出願者に命ずることができる。（種苗法14条の2 第7項）

「日本国内で」:2026年7月24日施行
「輸出目的保管」:2026年12月1日施行

2.(2)-1 / 2.(4) 植物新品種の流出防止対策の強化

種苗の輸出目的保管の制限/逆輸入の制限

育成者権者の許諾無しでの種苗等の海外持出しの制限(輸出先国の指定)の実効性を高めるため、種苗等の海外持出し(輸出)の前段階である海外持出し(輸出)目的での保管(例えば輸出向け倉庫での保管)にも育成者権の効力が及ぶ(育成者権の消尽の例外の追加)

育成者権者等が国外で登録品種である種苗等を譲渡した場合において、育成者権が消尽せず、当該種苗等の我が国での利用(外国からの輸入を含む。)に育成者権の効力が及ぶことを明確化する

- ・育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は種苗法21条1項各号に掲げる行為により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る種苗法20条2項各号に掲げる品種(登録品種等)の種苗、収穫物又は加工品が日本国内で譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、次に掲げる行為については、この限りではない。(種苗法21条2項)
- 一 当該登録品種等の種苗を生産する行為
- 二 当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し当該登録品種等の種苗を輸出し、又は当該国に対し輸出する目的をもって保管する行為
- 三 前号に規定する国に対し最終消費以外の目的をもって当該登録品種等の収穫物を輸出し、又は当該国に対し最終消費以外の目的で輸出する目的をもって保管する行為

2026年12月1日
施行

2.(2)-2 植物新品種の 流出防止対策の強化

種苗の輸出目的の保管の制限

育成者権者の許諾無しでの種苗等の海外持出しの制限(輸出先国の指定)の実効性を高めるため、種苗等の海外持出し(輸出)の前段階である海外持出し(輸出)目的での保管(例えば輸出向けの倉庫での保管)にも育成者権の効力が及ぶこととする(育成者権の消尽の例外の追加)

- ・品種登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる。(種苗法21条の2第1項)
 - 一 出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合 次に掲げる事項
 - イ 出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国(指定国)
 - ロ 次に掲げる行為を制限する旨
- (1) 種苗法21条2項2号に規定する国以外の国であって指定国以外の国(非指定国)に対し種苗を輸出し、又は非指定国に対し輸出する目的をもって保管する行為
- (2) 非指定国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出し、又は非指定国に対し最終消費以外の目的で輸出する目的をもって保管する行為

2026年12月1日
施行

2.(3)-1 植物新品種の 流出防止対策の強化

育成者権侵害に対する訴訟上の救済の強化

育成者権者の損害額(許諾料相当額)の算定の際に、侵害があったことを前提として通常の許諾料相当額よりも高い額とすることができることとする

- ・育成者権者又は専用利用権者が故意又は過失により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した種苗、収穫物又は加工品を譲渡したときは、次に掲げる額の合計額を、当該育成者権者又は専用利用権者が受けた損害の額とすることができる。(種苗法34条1項)
- 一 当該育成者権者又は専用利用権者がその侵害の行為がなければ販売することが出来た種苗、収穫物又は加工品の単位数量当たりの利益の額に、自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者が譲渡した種苗、収穫物又は加工品の数量(譲渡数量)のうち当該育成者権者又は専用利用権者の利用の能力に応じた数量(利用相応数量)を超えない部分を乗じて得た額
- 二 譲渡数量のうち利用相応数量を超える数量又は特定数量がある場合におけるこれらの数量に応じた当該育成者権又は専用利用権に係るその侵害の行為を組成した登録品種等の種苗、収穫物又は加工品の利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額

2026年12月1日
施行

2.(3)-2 植物新品種の 流出防止対策の強化

育成者権侵害に対する訴訟上の救済の強化

育成者権者の損害額(許諾料相当額)の算定の際に、侵害があったことを前提として通常の許諾料相当額よりも高い額とすることができることとする

- ・育成者権者又は専用利用権者は、故意又は過失により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対し、その侵害の行為を組成した登録品種等の種苗、収穫物又は加工品の利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。(種苗法34条3項)
- ・裁判所は、種苗法34条1項2号及び種苗法34条3項に規定する利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、育成者権者又は専用利用権者が、自己の育成者権又は専用利用権に係る当該利用の対価について、当該育成者権又は専用利用権の侵害があったことを前提として当該育成者権又は専用利用権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該育成者権者又は専用利用権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。(種苗法34条4項)
- ・種苗法34条3項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、育成者権又は専用利用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。(種苗法34条5項)

2026年12月1日
施行

2.(3)-3 植物新品種の 流出防止対策の強化

育成者権侵害に対する訴訟上の救済の強化

登録品種の名称で販売された種苗について、訴訟上、実物の確認を要せずに当該名称の品種であると推定する規定を創設する(立証責任の一部を育成者権者から侵害者に転換)

- ・登録品種の名称を使用して業として種苗の譲渡若しくは貸渡しの申出をし、又は種苗を譲渡し、若しくは貸し渡した場合には、当該種苗は、当該登録品種の種苗であると推定する。
(種苗法35条の3)

2026年12月1日
施行

2.(5) 植物新品種の 流出防止対策の強化

種苗の貸渡し(リース)に関する保護の強化

育成者権の効力が及ぶ範囲に種苗の貸渡し(リース)を追加する

育成者権者が種苗の所有権を保持した上で種苗の貸渡し(リース)を行う場合に、当該リース行為及び対象の種苗に効力が及ぶこととなり、保護を強化

・この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。(種苗法2条5項)

- 一 その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為
- 二 その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。)
- 三 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。)

2026年12月1日
施行

3.1 優先審査

早期に実用化する必要性が高い出願品種について優先して品種登録出願の審査をできることとする

- ・農林水産大臣は、品種登録出願に係る出願品種を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利用していると認めるときその他の出願者の保護のためその品種登録出願が種苗法17条1項各号のいずれかに該当するかどうかの判断を早期にすべき場合として政令で定める場合において必要があるときは、当該品種登録出願に係る出願品種の審査を他の品種登録出願に係る出願品種の審査に優先してすることができる。(種苗法15条の2)

3.2 意見募集制度

特許法に倣い、紛争の解決のために裁判所が広く一般から意見を募集出来る制度を創設する

- ・育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴えが提起された裁判所は、当該訴えに係る訴訟の第一審において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。(種苗法37条の2 第1項)
- ・前項に規定する裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴が提起された裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。(種苗法37条の2 第2項)

2026年12月1日
施行

3.3 過料引き上げ

登録品種の名称使用義務違反に係る過料を引き上げる (現行10万円を20万円に引き上げ)

- ・登録品種(登録品種であった品種を含む。以下この条において同じ。)の種苗を業として譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、又は貸し渡す場合には、当該登録品種の名称を使用しなければならない。(種苗法22条1項)
- ・登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、又は貸し渡す場合には、当該登録品種の名称を使用してはならない。(種苗法22条2項)
- ・種苗法22条の規定に違反した者は、20万円以下の過料に処する。(種苗法75条)